

# 外国人に関する登録制度が変わりました

## 主な変更点

外国人の方も住民基本台帳制度の適用対象になったことによって、日本人と同様に住民票の写し等が交付できるようになりました。

日本人と外国人が一緒にいる世帯でも世帯全員が記載された住民票の写し等が交付できるようになりました。

## 「外国人登録証明書」の代わりに「在留カード」または「特別永住者証明書」を交付します

外国人登録制度が廃止されるため、外国人登録証明書に替わり、「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

なお、「外国人登録証明書」は、新制度施行後も在留カード等とみなされ引き続き有効ですので、すぐに切替の手続きをする必要はありません。有効期限及び切替時期は下記のとおりです。

## 外国人登録証明書から在留カード・特別永住者証明書への更新時期

在留資格	更新時期(※1)	申請場所
特別永住者	外国人登録証明書の次回確認日まで	津野町役場
永住者 (16歳以上)	2015年(平成27年)7月8日まで	地方入国管理局
永住者 (16歳未満)	2015年(平成27年)7月8日 または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	地方入国管理局
上記以外	在留期間の満了日まで(16歳未満の方は、在留期間の満了日または、16歳の誕生日のいずれか早い日まで)	地方入国管理局

※1. 外国人登録制度では、確認日(誕生日)以降でないと手続きができませんでしたが、新しい制度では上記の更新時期(誕生日)までに手続きが必要ですので、ご注意ください。